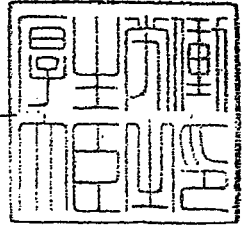


厚生労働省発食安第1206008号  
平成 1 9 年 1 2 月 6 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

プロモブチド



平成 20 年 1 月 10 日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 19 年 12 月 6 日厚生労働省発食安第 1206008 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくプロモブチドに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。



(別添)

## ブロモブチド

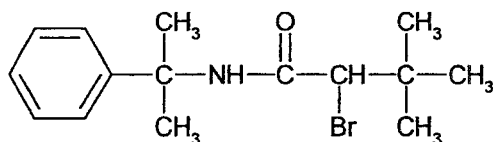
1. 品目名：ブロモブチド (Bromobutide)

2. 用途：除草剤

アミド系除草剤である。作用機構として、植物の細胞分裂を阻害することにより雑草の生育を抑制し、枯死させるものと考えられている。

3. 化学名：(RS) -2-ブロモ-N-( $\alpha$ ,  $\alpha$ -ジメチルベンジル) -3, 3-ジメチルブチルアミド

4. 構造式及び物性



分子式  $C_{15}H_{22}BrNO$   
分子量 312.25  
水溶解度 3.54 mg/L (25°C)  
分配係数  $\log_{10}Pow=3.46$  (25°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) プロモブチド9.0%・イマゾスルフロン0.9%・フェントラザミド3.0%粒剤

作物名	適用雑草名・病変名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、東北) ヒルムシロ セリ シズイ (東北) クログワイ (東北、関東・東山・東海) アオミドロ・藻類による 表層はく離	移植直後～ ノビエ2.5葉期 ただし、移植後 30日まで	砂壤土 ～埴土	1kg/10a	1回	湛水 散布	全域の普通 期及び早期 栽培地帯
直播 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ セリ	稲1葉期～ ノビエ2.5葉期 ただし、収穫90 日まで	壤土～ 埴土				全域

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

イマゾスルフロンを含む農薬の総使用回数：2回以内

フェントラザミドを含む農薬の総使用回数：1回

(2) 14.2%プロモブチド・15.9%ベンゾフェナップ・5.3%ペントキサゾン水和剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (東北、北陸)	移植直後～ 移植後10日 (ノビエ1.5葉期まで)	砂壤土 ～ 埴土	500mL/10a	1回	原液 湛水 散布	全域(近畿・中国・ 四国を除く)の普通 期及び早期栽培地帯
			埴土～ 壤土				近畿・中国・四国の普通 期及び早期栽培地帯

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

ベンゾフェナップを含む農薬の総使用回数：2回以内

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(3) 5.0%プロモブチド・7.0%ピラゾキシフェン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ ミズガヤツリ	移植後3日～8日 (ノビエ1.5葉 期まで、但し、東 北、北陸以北では 1葉期まで)	砂壤土～埴土 (減水深2cm/日以下、 但し、砂壤土では 減水深1.5cm/日以下)	3kg/10a	1回	湛水 散布	全域の普通期及び 早期栽培地帯

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

ピラゾキシフェンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(4) 18.0%プロモブチド・4.2%カフェンストロール・18.0%ピラゾレート粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ	移植後 3～15 日 (ノビエ2葉期まで)	砂壤土～埴土	小包装 (パック) 10 個 (500g) /10a	1 回	水田に小 包装 (パ ック) の まま投げ 入れる。	北海道
		移植後 3～12 日 (ノビエ2葉期まで)					東北、北陸
		移植後 3～10 日 (ノビエ2葉期まで)					関東以西の 普通期及び 早期栽培地帯

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

カフェンストロールを含む農薬の総使用回数：1回

ピラゾレートを含む農薬の総使用回数：2回以内

(5) 10.0%プロモブチド・2.0%テニルクロール・15.0%ピラゾキシフェン水和剤

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ (北海道、東北、北陸) ヒルムシロ	移植直後～ 移植後 10 日 (ノビエ1.5葉期まで)	砂壤土～埴土 (減水深 2cm/日以下、 但し、関東・東山・ 東海の砂壤土では 減水深 1cm/日以下)	1L/10a	1 回	原液湛水 散布又は 水口施用	北海道
		移植直後～ 移植後 13 日 (ノビエ2葉期まで)					全域 (北海道、 九州を除く) の 普通期栽培地帯 及び関東・東山 ・東海の総期栽 培地帯
			埴土～埴土 (減水深 1.5cm/日以下)				九州の普通期栽 培地帯及び近畿 ・中国・四国、九 州の早期栽培地帯



(5) 10.0%プロモブチド・2.0%テニルクロール・15.0%ピラゾキシフェン水和剤 (つづき)

作物名	適用雑草名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ (東北、北陸) ヘラオモダカ (北海道、東北)	移植直後～ 移植後5日 (ノビエ1葉期まで) (移植後に使用する 除草剤との体系で使用)	砂壤土～埴土 (減水深2cm/日以下、 但し、北海道の砂壤土は 減水深1.5cm/日以下)	0.5L/10a (少量散布)	1回	原液湛水 散布、水 口施用又 は無人ヘ リコプタ ーによる 滴下	北海道、東北、北 陸、関東・東山・ 東海の普通期及び 早期栽培地帯	
			砂壤土～埴土 (減水深1.5cm/日以 下、但し、砂壤土は 減水深1cm/日以下)				近畿・中国・四国 の普通期及び 早期栽培地帯	
			砂壤土～埴土 (減水深1cm/日以下)				九州の普通期及 び早期栽培地帯	
	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ	移植直後～ 移植後5日 (ノビエ発生前まで) (移植後に使用する 除草剤との体系で使用)	壤土～埴土 (減水深2cm/日以下、 但し、壤土では 減水深1.5cm/日以下)	0.3～ 0.5L/10a (少量散布)		原液湛水散布	北海道	
			移植直後～ 移植後5日 (ノビエ1葉期まで) (移植後に使用する 除草剤との体系で使用)				砂壤土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)	東北
		移植直後～ 移植後5日 (ノビエ1葉期まで、 但し、関東・東山・ 東海の早期栽培地帯 及び近畿・中国・四 国の砂壤土ではノビ エの発生始期まで) (移植後に使用する 除草剤との体系で使用)	砂壤土～埴土 (減水深2cm/日以下)				0.5L/10a (少量散布)	北陸、関東・ 東山・東海の 普通期栽培地帯
			砂壤土～埴土 (減水深1cm/日以下)					関東・東山・東 海の早期栽培地帯
			砂壤土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)					近畿・中国・四国 の普通期栽培地帯
			壤土～埴土 (減水深1.5cm/日以下)					近畿・中国・四国 の早期栽培地帯

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

テニルクロールを含む農薬の総使用回数：2回以内

ピラゾキシフェンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(6) 36.0%プロモブチド・1.8%ピリミノバックメチル・2.0%ベンスルフロンメチル・8.0%ペントキサゾン粒剤

作物名	適用雑草名 ・病変名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の 使用回数	使用 方法	適用地帯
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ (近畿・中国・ 四国を除く) セリ アオミドロ・ 藻類による 表層はく離 (近畿・中国・四国・九州)	移植後3日～ ノビエ2.5葉期 但し、移植後30日まで	砂壤土～埴土	小包装(パック) 10個(250g) /10a	1回	水田に小 包装(パ ック)の まま投げ 入れる。	全域 (北海道、東 北を除く)の 普通期及び 早期栽培地帯
直播 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ ノビエ2.5葉期 但し、収穫90日前まで	壤土～埴土				全域 (北海道、東 北を除く)

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内  
 ピリミノバックメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内  
 ベンスルフロンメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内  
 ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(7) 17.0%プロモブチド・0.83%ピリミノバックメチル・1.3%ベンスルフロメチル・2.8%ペントキサゾン水和剤

作物名	適用雑草名・病変名	使用時期	使用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植 水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (東北) ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	移植後 5 日～ ノビエ 3 葉期 但し、移植後 30 日まで	砂壤土～ 埴土	500mL/10a	1 回	原液 湛水 散布	北海道
	クログワイ (東北) オモダカ (東北) シズイ (東北) アオミドロ・藻類に よる表層はく離	移植直後～ ノビエ 3 葉期 但し、移植後 30 日まで					東北
直播 水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ	稲 1.5 葉期～ ノビエ 3 葉期 但し、収穫 90 日前まで	壤土～ 埴土				北海道、 東北

プロモブチドを含む農薬の総使用回数：2回以内

ピリミノバックメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内

ベンスルフロメチルを含む農薬の総使用回数：2回以内

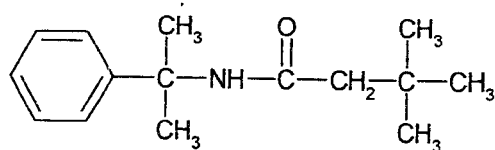
ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

## 6. 作物残留試験

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象の化合物

- ・ プロモブチド
- ・ *N*-( $\alpha$ ,  $\alpha$ -ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド  
(deBr-プロモブチド)



deBr-プロモブチド

## ② 分析法の概要

試料をアセトンまたはアセトニトリルで抽出し、液-液分配及びカラムロマトグラフィーにて精製後、ガスクロマトグラフ (FTDまたはECD) を用いて定量する。

注) FTD: 窒素リン検出器 (Flame Thermionic Detector)

ECD: 電子捕獲検出器 (Electron Capture Detector)

定量限界 プロモブチド: 0.005~0.04ppm

deBr-プロモブチド: 0.004~0.05ppm

## (2) 作物残留試験結果

### 水稻

水稻(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、8%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後122、107日の最大残留量<sup>(注)</sup>は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド: 0.022、0.013 ppm

deBr-プロモブチド: 0.09、0.08 ppm

水稻(稲わら)を用いた作物残留試験(2例)において、8%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後122、107日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド: 0.638、0.290 ppm

deBr-プロモブチド: 0.22、0.28 ppm

水稻(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、6%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後100、86日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド: 0.01、0.02 ppm

deBr-プロモブチド: 0.13、0.17 ppm

水稻(稲わら)を用いた作物残留試験(2例)において、6%粒剤を1回散布(4kg/10a)したところ、散布後100、86日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド: 0.08、0.23 ppm

deBr-プロモブチド: 0.15、0.42 ppm

水稻(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、10%フロアブルを1回散布(2L/10a)したところ、散布後122、114日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド: 0.010、0.010 ppm

deBr-プロモブチド: 0.06、0.10 ppm

水稻(稲わら)を用いた作物残留試験(2例)において、10%フロアブルを1回散布(2L/10a)したところ、散布後122、114日の最大残留量は以下のとおりであっ

た。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.053、0.082 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.08、0.27 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、10%フロアブルを1回散布（2L/10a）したところ、散布後147、112日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.005、<0.005 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.015、0.058 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、10%フロアブルを1回散布（2L/10a）したところ、散布後147、112日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.04、0.01 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.037、0.082 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、18%粒剤を1回投げ入れ（50g×10袋/10a）したところ、散布後115日の最大残留量は以下のとおりであった。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.006、<0.005 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.015、0.032 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、18%粒剤を1回投げ入れ（50g×10袋/10a）したところ、散布後115日の最大残留量は以下のとおりであった。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.18、0.05 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.09、0.05 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、3%粒剤を計2回散布（6kg/10a）したところ、散布後57～90日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.03、0.04 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.18、0.18 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、3%粒剤を計2回散布（6kg/10a）したところ、散布後57～90日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : 0.32、0.57 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.58、0.28 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、10%水和剤を計2回散布（1.5L/10a）したところ、散布後75～105日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

ブ ロ モ ブ チ ド : <0.01、0.02 ppm

deBr-ブ ロ モ ブ チ ド : 0.02、0.14 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、10%水和剤を計2回散布（1.5L/10a）したところ、散布後75～105日の最大残留量は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

プロモブチド：0.60、0.54 ppm

deBr-プロモブチド：0.10、0.29 ppm

これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

## 7. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度<sup>注1)</sup>及び生物濃縮係数(BCF:Bioconcentration Factor)から以下の通り推定残留量を算出した。

水産動植物被害予測濃度については、本農薬が水田においてのみ使用されることから、水田PECtier2<sup>注2)</sup>を算出したところ、4.4ppbとなった。

また、BCFについては実測値がないため、オクタノール/水分配係数( $\log_{10}Pow$ : 3.46)から、相関式( $\log_{10}BCF=0.80\log_{10}Pow-0.52$ )を用いて算出した。

水産動植物被害予測濃度：4.4ppb、BCF：177

$$\text{推定残留量} = 4.4\text{ppb} \times (177 \times 5) = 3894\text{ppb} = 3.894\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

（参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書）

## 8. 乳牛における残留試験

乳牛に対してプロモブチド及びdeBr-プロモブチドを28日間カプセル投与（それぞれ $5\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ 及び $10\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ ）し、牛乳に含まれるプロモブチド及びdeBr-プロモブチド含量を測定したところ、投与開始後1、7、14、28日後及び最終投与後1、3日後の残留量はいずれも定量限界未満であった。（定量限界：0.01ppm）

## 9. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同法第24条第2項の規定に基づき、平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913006号により食品安全委員会あて意見を求めたプロモブチドに係る食品健康影響評価（案）について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：4.0 mg/kg 体重/day  
(動物種)           ラット  
(投与方法)       混餌投与  
(試験の種類)     繁殖試験  
(期間)            2世代  
安全係数：100  
ADI：0.04 mg/kg 体重/day

## 10. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

### 11. 基準値案

#### (1) 残留の規制対象

農産物にあつてはプロモブチド及び deBr-プロモブチドの和、魚介類にあつてはプロモブチドのみとする。ただし、農産物のプロモブチド及び deBr-プロモブチドの和についてはプロモブチド及び deBr-プロモブチドをプロモブチド含量に換算した和とする。

作物残留試験において、プロモブチド及び deBr-プロモブチドの分析が行われており、deBr-プロモブチドについて、プロモブチドと比較して同程度以上の残留が認められることから、農産物の規制対象として deBr-プロモブチドを規制対象に含めることとした。

また、魚介類については推定残留量を算出する際に用いた水田 PEC がプロモブチドのみを対象としていることから、魚介類の規制対象をプロモブチドのみとすることとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、農産物の暴露評価対象物質としてプロモブチド及び deBr-プロモブチドを設定している。

#### (2) 基準値案

別紙2 のとおりである。

### (3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のプロモブチドが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	23.7
幼小児 (1~6歳)	37.9
妊婦	21.3
高齢者 (65歳以上)	23.5

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。



## プロモブチド作物残留試験一覧表

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【プロモブチド及び <sup>14</sup> C-プロモブチドの和】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
水稻 (玄米)	2	8%粒剤	4kg/10a 散布	1回	122日 ----- 107日	圃場A:0.14 (1回、122日) (#) 圃場B:0.12 (1回、107日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	8%粒剤	4kg/10a 散布	1回	122日 ----- 107日	圃場A:0.47 (1回、122日) (#) 圃場B:0.54 (1回、107日) (#)	
水稻 (玄米)	2	6%粒剤	4kg/10a 散布	1回	100日 ----- 86日	圃場A:0.18 (1回、100日) (#) 圃場B:0.24 (1回、86日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	6%粒剤	4kg/10a 散布	1回	100日 ----- 86日	圃場A:0.26 (1回、100日) (#) 圃場B:0.76 (1回、86日) (#)	
水稻 (玄米)	2	10%フロアブル	2L/10a 散布	2回	122日 ----- 114日	圃場A:0.09 (2回、122日) (#) 圃場B:0.14 (2回、114日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	10%フロアブル	2L/10a 散布	2回	122日 ----- 114日	圃場A:0.16 (2回、122日) (#) 圃場B:0.44 (2回、114日) (#)	
水稻 (玄米)	2	10%フロアブル	2L/10a 散布	2回	147日 ----- 112日	圃場A:0.03 (2回、147日) (#) 圃場B:0.08 (2回、112日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	10%フロアブル	2L/10a 散布	2回	147日 ----- 112日	圃場A:0.09 (2回、147日) (#) 圃場B:0.12 (2回、112日) (#)	
水稻 (玄米)	2	18%粒剤	500g/10a 投入	1回	115日	圃場A:0.03 (1回、115日) 圃場B:0.05 (1回、115日)	
水稻 (稲わら)	2	18%粒剤	500g/10a 投入	1回	115日	圃場A:0.30 (1回、115日) 圃場B:0.12 (1回、115日)	
水稻 (玄米)	2	3%粒剤	6kg/10a 散布	2回	59, 75, 90日 ----- 57, 72, 82日	圃場A:0.26 (2回、59日) (#) 圃場B:0.25 (2回、72日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	3%粒剤	6kg/10a 散布	2回	59, 75, 90日 ----- 57, 72, 82日	圃場A:0.98 (2回、90日) (#) 圃場B:0.73 (2回、57日) (#)	
水稻 (玄米)	2	10%水和剤	1.5L/10a 散布	2回	75, 90, 105日 ----- 75, 90, 100日	圃場A:0.04 (2回、75日) (#) 圃場B:0.20 (2回、75日) (#)	
水稻 (稲わら)	2	10%水和剤	1.5L/10a 散布	2回	75, 90, 105日 ----- 75, 90, 100日	圃場A:0.73 (2回、90日) (#) 圃場B:0.93 (2回、75日) (#)	

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書(案)「プロモブチド」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.7		○			0.18(#), 0.24(#), 0.09(#), 0.14(#), 0.03(#), 0.08(#), 0.03, 0.05, 0.26(#\$), 0.25(#), 0.04(#), 0.20(#)
魚介類	4					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)印で示した作物については、最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。

(別紙3)

ブロモブチド推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.7	129.6	68.4	97.8	132.2
魚介類	4	376.4	171.2	376.4	376.4
計		506.0	239.6	474.2	508.6
ADI比 (%)		23.7	37.9	21.3	23.5

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。  
TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

- 昭和61年 4月14日 初回農薬登録  
平成17年11月29日 残留基準の告示  
平成19年 9月 4日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）  
平成19年 9月13日 厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請  
平成19年 9月20日 食品安全委員会（要請事項説明）  
平成19年 9月25日 第9回農薬専門調査会確認評価第一部会  
平成19年11月 9日 第31回農薬専門調査会幹事会  
平成19年11月22日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表  
平成19年12月 6日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
平成19年12月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 青木 宙    | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授              |
| 井上 松久   | 北里大学副学長                           |
| ○大野 泰雄  | 国立医薬品食品衛生研究所副所長                   |
| 尾崎 博    | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授                |
| 加藤 保博   | 財団法人残留農薬研究所理事                     |
| 斉藤 貢一   | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授                  |
| 佐々木 久美子 | 国立医薬品食品衛生研究所客員研究員                 |
| 志賀 正和   | 元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長 |
| 豊田 正武   | 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授            |
| 米谷 民雄   | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長                  |
| 山内 明子   | 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長             |
| 山添 康    | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授       |
| 吉池 信男   | 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹          |
| 鰐淵 英機   | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授           |

(○：部会長)

答申（案）

ブロモブチド

食品名	残留基準値 ppm
米	0.7
魚介類	4

